

「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する  
 取りまとめ(第2次)」(案)に対する意見

該当箇所	民放連意見
はじめに	<ul style="list-style-type: none"> <li>●はじめに</li> <li>・ 総務省「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」および4つの下部組織に対し民放連は、行政における放送政策の立案や改善につながり、何よりも民放事業者の将来像に深く関係するとの認識のもと、各会合にオブザーバとして参加し、民放事業者の考え方を説明してきました。</li> <li>・ ただし、行政運営上の意見交換、懇談等の場と政府内で性格付けられた有識者会議において、政策の方向性が事実上決められることについて、民放連の中に批判的な見方もあります。</li> <li>・ 総務省には本意見募集に寄せられる国民・視聴者の意見はもとより、放送事業者、メディア関係者の意見を十分に尊重して、今後の放送政策を立案していくことを強く要望します。</li> </ul>
別添2 2. NHKの役割 (1) 放送全体の発展への貢献  別添4 2. 課題とその検討の方向性 (1) 地上放送の放送ネットワークインフラの効率化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●NHKの放送全体の発展への貢献について</li> <li>・ 「NHKは、放送コンテンツのプラットフォームとして放送番組の流通を支え、二元体制を基本とする我が国の放送全体の発展に貢献していく役割を担うべき」「NHKが放送全体の発展に貢献していく役割の一つとして、放送ネットワークインフラ維持への貢献もある」との提言に賛同します。</li> <li>・ NHKには、全国津々浦々まで恒久的に放送を届け続けるための役割、すなわち民放も含めた放送ネットワーク全体を維持するための役割を果たしてもらいたいと考えます。</li> <li>・ 民放連は、NHKと民放の共同利用型モデルの実現を喫緊の課題と捉えておりますが、放送法上の明確な裏付けがないままでは、暗礁に乗り上げるのではないかと危惧しております。このため、放送法20条第1項(NHKの必須業務)に、放送ネットワークインフラの維持に関する責務を明記する法改正を、公共放送WGで提案しました。取りまとめ案において、放送法第20条第6項の協力努力義務を超えて、「NHKの業務と位置付けることの必要性について、今後の法制化の過程で検討すべき」としたことは、民放連の提案が反映されたものと理解します。行政において、民放連提案の趣旨を法改正に反映いただくようあらためて要望します。</li> <li>・ 全国および地域レベルの協議の場では、民放ローカル局が主体的に参加できる検討体制の構築が必要です。また、各地域の固有の事情を踏まえつつ、継続的な経済合理性をしっかりと検証しながら合意を得ていくことが不可欠です。この協議の場において、NHKがコスト分析や仕様検討等の中心的役割を果たすことに異論はありません。NHKには地域事情への配慮と経済合理性を強く意識し、民放事業者が受け容れやすい提案を準備していただきたいと考えます。</li> <li>・ 地上テレビ放送とは事情が異なりますが、ラジオ放送の送信設備の共同利用についても、将来的な課題として検討を要するものと考えます。</li> </ul>

<p>別添2</p> <p>3. NHKのインターネット活用業務の在り方</p> <p>(2) 必須業務として配信すべき情報の範囲</p>	<p>●NHKのインターネット活用業務の必須業務化について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在の理解増進情報の制度を廃止することに賛同します。</li> <li>・ 民放連は、NHKは放送と同じものをネットに出すことが原則と提案しました。取りまとめ案は、NHKが必須業務として提供するテキスト情報等は放送と同一の内容を基本とする考えを示しており、ネットオリジナルコンテンツの配信はおこなわないものと理解します。</li> <li>・ ただし、放送番組以外のテキスト情報等について、「番組表など放送番組に密接に関連する情報又は放送番組を補完する情報」との記載は、現状の理解増進情報と同様に拡大解釈される懸念があり、賛成できません。拡大解釈の余地のないよう、より明確に限定すべきと考えます。</li> <li>・ 民放連は受信契約者と非契約者の公平性担保（フリーライド防止）や民間事業者との公正競争確保の観点から、受信契約に紐づいた認証が必須と提案しています。放送番組以外のテキスト情報等についてもその趣旨が反映されたものと理解します。受信契約に紐づいた認証を必須とする方向性を明確に記載していただくよう要望します。</li> <li>・ 必須業務化に伴い、任意業務の在り方についてしっかりと議論する必要があります。今後、衛星放送、国際放送、ラジオ放送のネット配信の位置付けについて議論するとのことですが、必須業務との線引きを行い、抜け穴とならないようにすべきです。</li> <li>・ 必須業務化にあたって競争評価の仕組みを導入するとしても、NHKのネット配信全体の費用上限を引き続き適切に設定すべきと考えます。</li> <li>・ 必須業務化に伴い、放送法においてNHKのネット配信に対する規律に何らかの変更があるとしても、民放に規律が及ぶことはあってはならないと考えます。この趣旨は公共放送WGで複数の構成員が言及していました。民放のネット配信には放送法上の規律がなく、変更がない旨を明記していただくよう要望します。</li> </ul>
<p>別添2</p> <p>3. NHKのインターネット活用業務の在り方</p> <p>(3) 放送の二元体制を維持するための担保措置</p>	<p>●放送の二元体制を維持するための担保措置について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「公正競争に関してNHKが配慮すべき旨の義務を法定することについて、（中略）今後の法制化の過程において検討すべき」との提言は、民放連の提案を踏まえたものであり、賛同します。引き続き行政において法改正の検討を進めていただきたいと考えます。</li> <li>・ 担保措置としての競争評価を、NHK以外の第三者機関において民放事業者、新聞社・通信社等の関係者が参加する仕組みとするとの提言は、民放連の提案を反映したものであり、賛同します。実効性のあるものになるよう、検討を深めていく必要があると考えます。</li> <li>・ 放送番組以外のネット配信については、既存サービスを含め、すべて競争評価の対象であることを明記するよう要望します。</li> <li>・ 競争評価にあたり、NHKが策定する原案は、NHKが実施するにふさわしい公共性と公共的価値があることと、放送の二元体制を損なわないことを、NHK自身が明らかにすることが重要です。業務内容とともに、実施計画および支出予算が記述されるべきものと考えます。</li> <li>・ 競争評価に関する準備組織として、「総務省においてNHKに加え、民放事業者、新聞社・通信社等の関係者が参加する場を設け、NHKが検討に着手す</li> </ul>

	<p>ることを促す」との提言に賛同するとともに、早期の設定をあらためて要望します。</p>
<p>別添2 4. インターネット活用業務の財源と受信料制度</p>	<p>●視聴者の費用負担について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「テレビなどの受信設備を持たずにインターネットを通じて視聴する者の相応の費用負担」は、公平負担の原則から、現行の受信料相当が適切だと考えます。</li> <li>・ 「スマートフォン・PC等の通信端末からの能動的な行為を基にNHKと締結する契約」の契約単位など、検討すべき事項が多く残されています。国民・視聴者の理解を十分に得るためにも、NHKは早期に考え方を示すことが必要だと考えます。</li> </ul>
<p>別添2 5. 今後の進め方 (3) その他</p>	<p>●NHKの三位一体改革について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民放連は、NHKにおける「受信料・業務・ガバナンス」の三位一体改革の不断の取り組みを求めてきました。今般、インターネット活用業務の必須業務化と、財源・受信料制度の検討をおこなうにあたっては、ガバナンス改革についても一体的に検討すべきと考えます。さらにNHKの事業全体についても、三位一体改革による効率化・合理化を進めるべきと考えます。</li> <li>・ 「NHKの子会社の事業活動が放送法の趣旨に沿ったものとなっているか、関係者の意見も聴きつつ、エビデンスベースで、不断に検証していくことが求められる」との指摘は適切と考えます。</li> </ul>
<p>第1章 1. 衛星放送</p>	<p>●衛星基幹放送のマスメディア集中排除原則の緩和について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放送事業者の経営の選択肢を拡大する観点から、認定放送持株会社の関係会社を使用することができるトランスポンダ数の上限を緩和することに賛同します。</li> </ul>
<p>第1章 1. 衛星放送  別添4 2. 課題とその検討の方向性 (4) 衛星放送の放送ネットワークインフラの効率化</p>	<p>●衛星放送インフラの効率化について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共同衛星や管制の在り方等について、関係者からなる検討の場を設置するなどの取り組みが進むことにより、衛星トランスポンダ料金の低廉化につながることを期待します。</li> </ul>
<p>第3章 2. 今後の方向性</p>	<p>●放送の真実性・信頼性の確保について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取りまとめ案は訂正放送制度に関し、「総務省においては、放送事業者の自主性・自律性に配慮しつつ、放送事業者に対し、手続き等の透明化・具体化に資するグッドプラクティスの具体例を示すとともに、こうした取組の積極的な推進を要請していくことが適当と考えられる」としています。放送法の趣旨からすれば、訂正放送制度の具体的な運用方法等は、放送事業者の自主・自律的</li> </ul>

	<p>な判断によることが原則で、「配慮」のみでなく最大限に尊重されるものです。行政から放送事業者への「要請」は事実上の「義務」であると受け取られかねず、不適切であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民放事業者は放送法第9条の訂正放送制度を遵守するとともに、法制度とは別に、民放連 放送基準で「(37)ニュースの誤報は速やかに取り消しまたは訂正する」と定め、これを遵守しています。また、2023年4月に施行した改正民放連 放送基準では、新たに、自ら誤りを発見した場合について、「速やかに訂正を行うことが視聴者との信頼関係において大切である」との考え方を追加したところです。</li> </ul>
<p>第4章 2. 今後の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●民放事業者の情報開示の在り方について <ul style="list-style-type: none"> <li>民放事業者が「日本民間放送年鑑」において非上場会社を含め会社概要を開示するなど、財務情報や資本情報の自主的な情報開示に努めていることに対し、一定の評価をすべきとしており、民放事業者の取り組みをご理解いただいたものと受け止めます。</li> <li>行政の場において、報道機関である民放事業者に対する規律を検討する際は、放送の自主・自律を尊重し、くれぐれも慎重に対応いただきたいと考えます。特に非上場会社について、会社法を上回る過度の規律を課すことは不適切です。</li> <li>民放事業者は、地域情報の発信主体としての持続可能性の観点から、自らの事業とその価値を、ステークホルダーである視聴者・リスナー、広告主・広告会社や地域社会に伝え、その理解と協力を得る取り組みを続けてまいります。</li> <li>地方公共団体からの出資・委託等に関する記載がありますが、放送事業者は行政を含むいかなる第三者からも独立し、自主的・自律的な姿勢を堅持して地域住民の知る権利に応えるという報道機関としての役割を果たし、公正中立な情報発信をおこなっています。</li> </ul> </li> </ul>
<p>別添4 2. 課題とその検討の方向性 (3) 放送コンテンツのインターネット配信の推進</p> <p>別添3 3. 課題とその検討の方向性 (3) 放送コンテンツのインターネット配信の推進の在り方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●放送コンテンツのインターネット配信の推進について <ul style="list-style-type: none"> <li>既存プラットフォーム間の連携や仮想的なプラットフォームの構築によって放送コンテンツへの「アクセス性」および「一覧性」を確保する実証事業は、運用面や技術面の実現性や課題をしっかりと検証し見極めていくことが肝要です。</li> </ul> </li> </ul>

<p>第5章 3. 放送のエコシステム (2) 今後の方向性</p>	<p>●視聴データの利活用について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 「民間放送事業者が提供するコンテンツについて、視聴データの利用が制限され、その他のコンテンツ配信事業者よりも競争環境が劣位になり、広告主が民間放送事業者を選択しにくくなる環境を改善する必要がある」との指摘は重要です。視聴者のプライバシー保護に留意したうえで、視聴データの利活用が拡大される方向で検討が進むことを期待します。</li></ul>
--	---

以 上